

令和4年度大阪市障がい者等基礎調査について

資料1

1 調査の目的

大阪市障がい者支援計画（平成30～令和5年度）及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3～5年度）は、令和5年度末で計画期間が満了することから、令和5年度中に次期計画を策定する必要があります。

次期計画を策定するにあたり、基礎資料として障がいのある方の生活状況やニーズ等を把握し、今後の支援のあり方等を検討するため、本調査を行います。

なお、前回の調査は、令和元年度に実施し、3年に1回の割合で実施しています。

また、調査票発送業務及び市民問い合わせ業務等の本調査にかかる業務は、福祉局・健康局にて行います。

2 調査票種類（別紙のとおり）

- A 障がい者（児）基礎調査票（A1本人用、A2家族用）
- B 障がい福祉サービス事業者等調査票
- C 大阪市発達障がい者支援センター・発達障がい児専門療育機関利用者アンケート
- D 障がい者（児）基礎調査票（D1施設入所者用、D2施設管理者用）
- E 特定医療費（指定難病）助成事業対象者基礎調査票
- F 小児慢性特定疾病医療支援事業対象者基礎調査票
- G 医療的ケア児基礎調査票

3 各調査対象における共通項目と個別項目

今回の基礎調査については、前回調査を基本とし、設問内容や選択肢の精査を行いつつ、今回の調査では、新たに新型コロナウイルス感染症や情報通信機器・ヤングケアラーに関する設問を追加するなどの内容を盛り込むこととしている。

＜本人用調査項目＞

- ① 属性：各調査対象を分析するうえで基準となる項目
- ② 福祉サービス等：福祉サービス等の利用状況とニーズの把握
- ③ 日常生活：日常生活（社会参加）の状況とニーズの把握
- ④ 住まい：住まいの状況とニーズの把握
- ⑤ 相談・情報入手：相談相手や情報入手源の状況の把握
- ⑥ 医療：医療にかかるニーズの把握
- ⑦ 制度全般・その他：制度全般に望むことなどの把握

※他の調査票は、本人用調査項目を基本にそれぞれの対象者に応じた調査項目とする。

（発達障がい、指定難病、小児慢性特定疾病、医療的ケア児等）

4 調査実施方法

これまでの郵送調査法から、今回の調査では、新たに行政オンラインによる回答を導入する。

<回答方法：調査票の郵送若しくは行政オンライン>

- A 障がい者（児）基礎調査票（A 1 本人用、A 2 家族用）
- C 大阪市発達障がい者支援センター・発達障がい児専門療育機関利用者アンケート
- E 特定医療費（指定難病）助成事業対象者基礎調査票
- F 小児慢性特定疾病医療支援事業対象者基礎調査票
- G 医療的ケア児基礎調査票

<回答方法：行政オンライン>

- B 障がい福祉サービス事業者等調査票

5 調査実施時期

令和4年11月末頃～12月頃（予定）

6 調査実施方法・調査内容の検討等

<調査実施方針の決定>

- ・令和4年3月7日 大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会
- ・令和4年3月24日 大阪市障がい者施策推進協議会

<調査実施方法・調査内容の検討>

- ・令和4年5月24日 障がい者計画策定・推進部会ワーキング会議
- ・令和4年7月5日 障がい者計画策定・推進部会ワーキング会議
- ・令和4年8月2日 障がい者計画策定・推進部会ワーキング会議

<調査実施方法・調査内容の審議>

- ・令和4年8月17日 大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会
- ・令和4年9月22日 大阪市障がい者施策推進協議会

7 広報及び調査関係先への説明等

- 令和4年9月6日 区役所福祉業務主管課長会
- 9月7日 区役所生活支援担当課長会
- 9月9日 区役所保健業務主管課長会
- 10月下旬 区役所あて調査対象への配慮者の確認（依頼）
- 11月上旬 民生委員・児童委員会長連絡協議会
- 11月中旬 区社会福祉協議会事務局長会
- 関係団体
- ホームページによる周知
- 区役所あて調査対象への配慮者の確認（回答期限）
- 11月29日頃 対象者あて調査票の発送
- 12月上旬 区広報誌への掲載（全市情報）
- 12月20日 調査票の回答期限
- 令和5年1～2月 調査結果の集計・分析
- 2月 大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会
- 3月 大阪市障がい者施策推進協議会
- 調査報告書の作成

※ 送付数等、多少変更の可能性がります

【A】 障がい者（児）基礎調査票

- 調査対象 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付者から無作為抽出。
- 概 要 調査票を郵送。回答方法は郵送若しくは行政オンラインにより回答。
無記名式。家族用調査票も同封。
- 予定数（概数） 設問数：本人用 49 問、家族用 40 問
送付数：身体 5,700 人、知的 2,000 人、精神 4,300 人

【B】 障がい福祉サービス事業者等調査票

- 調査対象 障がい福祉サービス等を提供している事業者。
- 概 要 メール若しくは FAX にて依頼。回答方法は行政オンラインにより回答。
無記名式。
- 予定数（概数） 設問数：30 問 送付数：事業者 5,400 施設

【C】 大阪市発達障がい者支援センター・発達障がい児専門療育機関利用者アンケート

- 調査対象 大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）及び発達障がい児専門療育機関利用者のうち住所氏名の把握等が可能な方。
- 概 要 調査票を郵送。回答方法は郵送若しくは行政オンラインにより回答。
無記名式。
- 予定数（概数） 設問数：47 問 送付数：400 人

【D】 障がい者（児）基礎調査票（施設入所者用・施設管理者用）

- 調査対象 施設入所前の住所が大阪市内である施設入所者及び当該施設の管理者。
- 概 要 郵送調査法（送付時は施設毎にまとめて発送。回収は返送用封筒にて個別に回収）。無記名式。
- 予定数（概数） 設問数：入所者用 29 問 管理者用 43 問
送付数：入所者用 1,400 人 管理者用 200 施設

【E】 特定医療費（指定難病）助成事業対象者基礎調査票

- 調査対象 特定医療費（指定難病）受給者から無作為抽出。
- 概 要 調査票を郵送。回答方法は郵送若しくは行政オンラインにより回答。
無記名式。
- 予定数（概数） 設問数：71 問 送付数：900 人

【F】小児慢性特定疾病医療支援事業対象者基礎調査票

調査対象 小児慢性特定疾病医療受給者から無作為抽出。

概 要 調査票を郵送。回答方法は郵送若しくは行政オンラインにより回答。
無記名式。

予定数（概数） 設問数：57 問 送付数：750 人

【G】医療的ケア児基礎調査票

調査対象 医療型短期入所の利用者及び小児慢性特定疾病医療支援事業対象者のうち医療的ケアを受けている児童

概 要 調査票を郵送。回答方法は郵送若しくは行政オンラインにより回答。
無記名式。

予定数（概数） 設問数：46 問 送付数：400 人

おおさかし きょうりよく
大阪市のアンケートにご協力ください

- おおさかし けいかくてき しょう しゃし さく じゅうじつ はか しょう
大阪市では、計画的に障がい者施策の充実を図るため、このたび「障
がい者等基礎調査」を行うことになりました。
- きにゅう ちょうさひょう しょう しゃし さく すいしん き そしりょう
ご記入いただいた調査票は、障がい者施策の推進のための基礎資料と
して活用いたしますので、ご協力お願い申し上げます。
- (お答えいただいた内容は、統計を作る目的以外では使用しませんのでご安心ください)
- ちょうさ かん きょうりよく かた しゃれい ようい
この調査に関して、ご協力いただいた方への謝礼は用意しておらず、
しゃれいきん しはら めいもく こうざばんごうなど き だ ぎんこう
謝礼金を支払うといった名目で、口座番号等を聞き出そうとしたり、銀行
など えーていーえむ にゅうしゅっきん そうさ いらい ぜったい
等のATMで入出金操作を依頼することは絶対にありませんので、その
ような であんわ ほうもん さいぎ ちか けいさつしよ
電話や訪問はすべて詐欺ですので、すぐにお近くの警察署へご
そうだん
相談ください。

この調査票(アンケート)は _____

- しんたいしょう しゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょう しゃほけんふくしてちょう も かたがた
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方々 また
じりつしえんいりょうじゅきゅうしゃ なか むさく い えら おく
は自立支援医療受給者の中から、無作為に選んでお送りしています。
- あ な かた こた ほんにんよう えー かぞく かた こた かぞくよう
宛て名の方にお答えいただく本人用(A1)と、ご家族の方にお答えいただく 家族用
えー しゅるい
(A2)の2種類があります。
- てんじばん ようい ひつよう かた れんらく
点字版もご用意しています。必要な方はご連絡ください。
- ないよう しゅわ せつめい きぼう ばあい せつめい しよるい も いち
内容について 手話での説明を希望する場合は、説明してほしい書類を持って、「(一
ざい おおさかしんたいしょうがいしゃだんたいきょうぎかい こ
財)大阪市身体障害者団体協議会」にお越してください。

おおさかしんたいしょうがいしゃだんたいきょうぎかい であんわ ふあつくす
大阪市身体障害者団体協議会 電話06-6765-5652 FAX06-6765-5653

く やくしよ ほけんふくし こ たんまつ りよう えんかく
また、区役所(保健福祉センター)にお越しいただくと、タブレット端末を利用した遠隔

しゅわつうやく せつめい
手話通訳により説明いたします。

りめん つづ
裏面に続きます